

ふじのくに木使い建築施設表彰審査基準

平成 28 年度ふじのくに木使い建築施設表彰実施要領第 7 (3)の審査基準は次のとおりとする。

審査基準

1 県産材利用分野の拡大

- (1) 新しい材料、部材が使われているか。
- (2) 新しい用途、部位に使われているか。
- (3) 県産材を加工又は改良する新しい技術の普及効果があるか。
- (4) 木質構造の新たな提案がなされているか。
- (5) 県産材の利用を通じて、豊かな暮らしや社会の実現につながるものか。
- (6) 森林の保全と木材産業の振興に寄与しているか。
- (7) 森林認証材が使われているか。

2 県産材の有効利用

- (1) 県産材がその特色を活かし、効果的かつ積極的に利用されているか。
- (2) 県産材の特色を活かした資材の開発・普及効果があるか。

3 県産材利用推進に資する新規性

- (1) 他の施設の木造化・木質化に資する普及効果があるか。
- (2) 木の良さが活かされているか。